# 尚絅大学短期大学部

令和6年度 短期大学機関別認証評価 評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

## 尚絅大学短期大学部

## I 評価結果

## 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

## Ⅱ 総評

# 「基準1. 使命・目的等」について

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」を法人の建学の精神とし、また「尚絅」を法人の教育理念に定めている。学則第1条に使命・目的を、同第4条に各学科の教育目的を規定し、建学の精神、教育理念、使命及び歴史を踏まえた個性・特色を反映している。策定や見直しについては、教授会、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会」(以下「評議会」という。)における審議を経て決定し、常勤理事会、理事会、評議員会にて承認されている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ウェブサイト、授業、尚絅学園紹介誌等で周知され、また地元の雑誌、新聞等への掲載による周知も図られている。

令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ到達目標を改定する一方、DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進等の積残された課題や学科の魅力づくりに加え、新たな改革等の課題を盛込み、「第二期中長期計画 2023 年 4 月~2033 年 3 月」(以下「第二期中長期計画」という。)を策定した。

# 「基準2. 学生」について

学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め公表し、入学者選抜を実施している。学修支援センターは教職協働により学生を支援し、障がいのある学生への配慮には規則を整え、連携して対応に当たっている。就職・進路支援センターがインターンシップを含めたキャリア支援業務を担い、学生は実習等に参加している。学生の心身に関する支援のため各キャンパスに保健室とカウンセラー室を設置している。校地・校舎は必要な面積を上回っており、併設大学と共用の運動場、図書館、情報処理施設等を有し、学修環境は適切である。意見箱や学生代表者と教員との意見交換会等を実施して、学修支援の体制改善等に反映するとともに、授業改善アンケートを年に2回実施し、教員の回答とアンケート結果を学内ウェブサイトで周知している。夏季休業前に学生生活に関する実態調査及び疲労蓄積度調査を行い学生支援課が専門職と連携をとっている。

#### 〈優れた点〉

○全学生に対し疲労蓄積度調査を毎年実施し、臨床心理士による分析結果を学生にフィー ドバックすることで、学生の健康的な生活をサポートしていることは評価できる。

## 「基準3. 教育課程」について

建学の精神、教育理念や教育目的のもと、各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、公

表している。単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準はオリエンテーション等で説明している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに沿って編成され一貫性が保たれている。履修登録単位数には上限が設定され、単位制度の質が保たれている。教授方法の改善を進めるために SD・FD 委員会と FD 推進部会を設置し、全学的な組織体制を整備し運用している。学科ごとにアセスメント・ポリシーのもとアセスメント・チェックリストを作成し、学修成果の点検・評価を行っている。また、各学科ともディプロマ・ポリシーのもと学修成果を到達目標として示し、学生はフィードバック資料から学修成果獲得状況の自己分析と評価結果を作成し、学修状況が理解できるよう整備されている。

## 〈優れた点〉

- ○各学科独自に作成する「フレッシャーズガイド」は、カラー印刷でディプロマ・ポリシーや学科の特徴をまとめ、オリエンテーションや「基礎セミナー」など多様な場面で活用されており、学生の理解を図る充実した取組みとして評価できる。
- ○教員が自身の教育を振返るためのティーチング・ポートフォリオを全学的に導入し、教職員と学生に公開して教育研究活動の理解と充実が図られている点は、短期大学において た進的かつ模範的な取組みとして評価できる。

# 「基準4. 教員・職員」について

学則にて学長権限を明確化し、学長の補佐体制として副学長と学長補佐を規定し、教学・研究・総務担当の学長補佐を置き、監理業務を補佐する体制をとっている。

教員の採用・昇任は教員採用選考規程、教員昇任選考規程、教員人事評価規程により教育目的及び教育課程に即して適切に運用している。FD(Faculty Development)活動については SD・FD 委員会、FD 推進部会を設置し、全学的な組織体制で取組んでいる。「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程」を整備し、委員会主導のもと階層別、業務別のテーマに加え、財務や各種制度の理解など多岐にわたるテーマの研修を学内外で行っている。「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づく支援等を行うことにより、科学研究費助成事業による外部資金獲得総額が増加している。「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」に基づき研修を実施し、受講者の理解度チェックテストも行っている。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会はもとより評議会、内部質保証委員会を 設け、第二期中長期計画にのっとり継続的に取組んでいる。

法人の業務上の課題については、常勤理事等で構成する常勤理事会を設け、迅速・機動的に協議を行う体制を構築している。

理事長を議長とする常勤理事会と学長を議長とする評議会の協議を踏まえ、法人及び短期大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の円滑な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。

第二期中長期計画と同時に中期財務計画を策定し、財務運営の確立に努めている。学校 法人会計基準に基づき関係規則を定め会計処理を行っている。

# 〈優れた点〉

○情報倫理及び人権配慮の観点から「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」 を策定し、ソーシャルメディアの適切な利用に関する啓発を行っている点は評価できる。

## 「基準6. 内部質保証」について

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」のもと、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程」及び「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程」を定め、学長を内部質保証に関する責任者として位置付け、各種委員会や部会を設置して恒常的な組織体制を整備し、全学的方針を明示している。評価基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を実施し、エビデンスに基づく評価項目の分析、改善・向上と継続実施の検討や翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を構築している。外部評価委員会を毎年度開催し、その結果を自己点検・評価結果と併せて自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営改善及び内部質保証の向上に取組んでいる。

#### 〈優れた点〉

〇毎年度、外部有識者による外部評価委員会を開催して外部評価報告書を作成し、自己点 検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会などで共有することで、運営 の改善・向上、内部質保証の向上に取組んでいることは評価できる。

総じて、建学の精神及び教育理念を踏まえ内部質保証に関する基本方針及び関連規則のもと、恒常的な組織体制を整備し、自己点検・評価結果等についてはエビデンスに基づく分析により第二期中長期計画と三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)について検討し、運営改善及び内部質保証の向上に取組んでいる。地域社会への教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材養成とともに、地域の進展に合わせて課題解決のためセンター等を整備し、自治体・企業等との連携を推進している。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準 の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

- 1. 総合学園としての連携事業
- 2. 短期大学部での専門職養成施設としての資格取得支援

#### Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命·目的等

# 【評価】

基準1を満たしている。

## 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応

## 【評価】

基準項目1-1を満たしている。

## 〈理由〉

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」を法人の建学の精神とし、「尚絅」を 法人の教育理念に定めている。学則第1条に使命・目的を、同第4条に各学科の教育目的 を規定し、体系的に分かりやすく簡潔・明確に定め、建学の精神、教育理念、使命及び歴 史を踏まえた個性・特色を反映している。

令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ、到達目標を改定する一方、DX 推進等の積残された課題や学科の魅力づくりに加え、新たに発生した改革等の課題を盛込み、第二期中長期計画を策定している。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-5 教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しについては、教授会、評議会における審議 を経て決定し、常勤理事会、理事会、評議員会にて承認されている。使命・目的及び教育 目的は、学生便覧、ウェブサイト、授業、尚絅学園紹介誌等で周知され、また、地元の雑 誌、新聞等への掲載による周知も図られている。

全学グランドデザインにより法人・設置校の目標・運営指針を明示し、中長期計画・事業計画・三つのポリシーに一貫性と整合性を確保し、反映している。

学科組織の他に、併設の尚絅大学とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅子育で研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、グローバル化推進センター、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置している。

# 基準 2. 学生

# 【評価】

基準2を満たしている。

#### 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

## 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生便覧、ウェブサイト等に掲載し、周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため入試区分ごとに志願者に求められる能力と評価方法を明記し、短期大学自らが入試問題を作成して多様な入試区分と選考方法により入学者選抜を行っており、入試結果を踏まえ必要に応じ見直しを図っている。

入学者は年々減少しているが、入学定員充足率を上げるため現状を分析し、入学定員数 及び入学者選抜体制の見直し、教育内容の充実、有効な資格取得の導入等さまざまな取組 みを組織的に行っている。

# 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生の基礎学力の向上を目的として設置された学修支援センターは教職協働により学生の学びを支援している。

TAやSA(Student Assistant)制度は設けていないが実習助手や教員助手を適切に活用している。

オフィスアワーを兼任教員及び兼担教員も実施しており、シラバスや研究室前に明示した上でオリエンテーションや「基礎セミナー」、初回授業で周知している。

障がいのある学生への配慮について規則を整え、学生支援課、学生支援委員会及び各学 科が連携し対応に当たっている。

#### 尚絅大学短期大学部

中途退学、休学及び留年などに対しては各学科で出席状況や学生の学修・生活状況を把握し、対応策を講じている。

# 2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

各学科の就職支援担当教員と職員の教職協働で運営している就職・進路支援センターが、 インターンシップを含めた学生のキャリア支援業務を担っており、各学科とも授業科目を 通じ、インターンシップ及びインターンシップに準じた実習に参加している。

尚絅大学・尚絅大学短期大学部就職支援委員会が就職支援事業の基本方針等を定め、その下部組織である短期大学部就職支援部会が方針に基づいて就職活動等の計画及び実施を行っており、業務分担しながらキャリア支援が組織的に展開され高い就職率を維持している。

教職員と就職先である外部の事業者が出席する就職懇談会を開催し、連携をとりながら キャリア支援に当たっている。

#### 2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

# 〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための全学組織として学生支援委員会及びその下部組織として学生支援委員会キャンパス部会が組織され、教職協働で学生サービスに当たっている。

学生の心身に関する健康相談と心的支援のため熊本市の九品寺と菊池郡の武蔵ヶ丘の各キャンパスに保健室とカウンセラー室を設置し、保健室では常勤の養護教諭が、カウンセラー室にはカウンセラーとソーシャルワーカーが予約制にて支援を行っている。

日本学生支援機構のほか、学内独自の奨学金制度を設け、学生に対する経済的な支援を行っている。

クラブ・サークルに対して尚絅学園後援会からの助成を行い、学生の課外活動に対する 支援を行っている。

#### 〈優れた点〉

○全学生に対し疲労蓄積度調査を毎年実施し、臨床心理士による分析結果を学生にフィー ドバックすることで、学生の健康的な生活をサポートしていることは評価できる。

# 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

両キャンパスにおける校地・校舎面積は短期大学設置基準上、必要な面積を上回っている。併設大学と共用の運動場、図書館、情報処理施設等を有しており、各学科の教育目的を達成するために必要な実習室、演習室、実技のための教室等を備えている。また、武蔵ヶ丘キャンパスの敷地内には附属こども園があり幼児教育学科の実習等に利用され、学修環境として適切である。

図書館が各キャンパスにあり、学生の学修や教育活動に即した学術情報資料を整備している。また、無線 LAN などの ICT (情報通信技術) 環境を整備するとともに、耐震化工事を完了させるなど、利便性・安全性に配慮している。

授業を行う学生数については、時間割の調整、複数教員及び助手の配置を行い、学修効果を上げられるよう配慮している。

#### 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生の意見をくみ上げるシステムとして意見箱の設置、学生代表者と教員との意見交換会、授業改善アンケート、卒業時アンケートを実施し、学修支援の体制改善に反映している。また、学生の要望に対しては費用対効果を検証した上で優先順位を決めて整備計画に反映させている。

夏季休暇前に学生生活に関する実態調査を行っている。また、疲労蓄積度調査を行い、対応が必要な場合は、学生支援課が当該学生をカウンセラー等の専門職につないでいる。

授業改善アンケートを中間期と期末に実施し、大学企画室が取りまとめ担当教員へフィードバックし、教員の回答及びアンケート結果は、学内ウェブサイトで学生に周知してい

る。

# 基準 3. 教育課程

# 【評価】

基準3を満たしている。

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 満たしている。

#### 〈理由〉

建学の精神、教育理念、学科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが定められ、ウェブサイト、学生便覧、「フレッシャーズガイド」に掲載し、入学時オリエンテーションで説明している。単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準は「基礎セミナー」や学期ごとに実施されるオリエンテーション、各授業科目のシラバスや学生指導等で周知している。シラバスには各科目の到達目標とその達成水準及び評価方法を明示し、成績評価の公平性が保たれている。GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学修指導の向上のみならず生活指導の基礎資料としても活用することで成績不振者への指導や面談に結びつけ、単位や進級、資格・免許の認定基準を保証するための学生支援に取組んでいる。

# 〈優れた点〉

○各学科独自に作成する「フレッシャーズガイド」は、カラー印刷でディプロマ・ポリシーや学科の特徴をまとめ、オリエンテーションや「基礎セミナー」など多様な場面で活用されており、学生の理解を図る充実した取組みとして評価できる。

# 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-4 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

# 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

## 〈理由〉

教育目的に沿ってカリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイト、学生便覧、フレッシャーズガイドに掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに沿って編成され一貫性が保たれている。学科ごとにカリキュラムマップが作成され体系的な学びの編成について、オリエンテーションや授業での説明により周知されている。全学共通のシラバス作成の手引きが作成され、適切に整備されている。履修登録単位数には上限が設定されており、単位制度の質が保たれている。教養科目には幅広い領域の科目を開講し、適切に教養教育を実施している。グループ学習、PBL(Problem Based Learning)、プレゼンテーション等さまざまな教授方法を取入れている。教授方法の改善を進めるためにSD・FD 委員会及びその下部組織としての FD 推進部会を設置し、教務委員会、大学企画室や各学科及び学部と連携した全学的な組織体制を整備・運用している。

#### 〈優れた点〉

○教員が自身の教育を振返るためのティーチング・ポートフォリオを全学的に導入し、教職員と学生に公開して教育研究活動の理解と充実が図られている点は、短期大学において先進的かつ模範的な取組みとして評価できる。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目3-3を満たしている。

# 〈理由〉

学科ごとにアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の評価項目や方法等を明示したアセスメント・チェックリストを作成し、学修成果の点検・評価を行っている。各学科での学修成果の検証結果を教務連絡協議会の事業計画の自己点検・評価へ反映し、教務連絡協議会及び内部質保証委員会による全学的な学修成果に関わる自己点検・評価に活用している。各学科ともディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を到達目標として示し、シラバス、成績評価、履修カルテ等複数の手段で周知している。学生はフィードバック資料から学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を作成しクラス担任に提出しており、学生自身が学修状況を把握しやすい仕組みが整備されている。

#### 基準 4. 教員・職員

# 【評価】

基準4を満たしている。

## 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップ の確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

「尚絅大学短期大学部教授会規程」に、「学長が決定を行うに当たり、教授会が意見を述べる事項」「学長の求めに応じ、教授会が意見を述べることができる事項」を規定し、学長の意思決定の体制を適切に構築している。具体的には、評議会議長や主要委員会の委員長を学長が務め、学長がリーダーシップを発揮する体制をとっている。

学則にて学長権限を明確化し、学長の補佐体制として副学長と学長補佐を規定している。 現在は、教学・研究・総務担当の学長補佐を置き、学長が短期大学運営と教学マネジメントを強力に進める上での監理業務を補佐する体制をとっている。

「尚絅学園事務組織規程」にて事務分掌及び職務内容を明確化し、短期大学の運営に必要な組織と職員を配置し機能的な業務執行の体制を構築している。

# 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

# 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

# 〈理由〉

教員の採用・昇任は教員採用選考規程、教員昇任選考規程、教員人事評価規程により教育目的及び教育課程に即し適切に運用している。専任教員数についても、設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たし、適切に配置している。

FD 活動については SD・FD 委員会、FD 推進部会を設置して、全学的な組織体制で取組み、同部会では授業改善アンケートの内容の見直し・運用方法の検討・分析結果を踏まえた教育内容の改善に取組んでいる。教員が相互に授業を参観し教授方法を学び合うオープンクラス・ウィーク、各種 FD 研修、IR(Institutional Research)研修、動画コンテンツによる ICT 教育などにより、兼任教員も含めて教育方法の見直しや質向上に取組んでいる。「学生との意見交換会」を実施し、主として教学に関する意見交換を行い、業務改善へつなげるとともに、学生へフィードバックしている。

#### 4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

SD の義務化を受け、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営、授業の内容及び方法の改善を図ることに特化した「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程」を整備し、委員会主導のもと SD の年間計画を立て、階層別、業務別のテーマに加え、全教職員を対象とした財務や各種制度の理解等、短期大学運営上で必要な多岐にわたるテーマについて学内外において研修を行っている。

SD 活動参加者に対してアンケート調査を行い、理解度の確認や業務改善、研修内容の 検討に活用している。研修会内で提案され、業務改善として導入された事例をその後の研 修会や委員会等で紹介することにより、研修効果の可視化を図っている。

# 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

# 〈理由〉

助教以上の専任教員には、研究室や研究に必要な機器を整備しており、人的支援を実施 し実験室や精密機器室を整備、共同実験室には大型機器や高額機器の設置を行っている。 また、図書館の学術情報誌を長期利用できる研究資料等長期利用制度を設けるなど、研究 のための環境整備を行っている。

「研究倫理教育実施要領」に基づき、研究倫理と適正な研究活動の倫理研修を入職時及 び定期的に実施している。「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」に基づき、毎年全 構成員へコンプライアンス研修を実施し、受講者の理解度チェックテストも行っている。

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づき専任教員に個人研究費を支給するとともに、科学研究費助成事業申請者への個人研究費特別加算や申請研修会等の支援を行うことにより、直近3年間の科学研究費助成事業による外部資金獲得総額が増加している。

# 基準 5. 経営・管理と財務

#### 【評価】

基準5を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-3 環境保全、人権、安全への配慮

# 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学校教育法や私立学校法等の法令を遵守の上、学内諸規則を整備し、教育情報、財務情報、ガバナンス・コードを公表して経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会はもとより評議会、内部質保証委員会を 設け、短期大学の運営及び教育・研究の重要事項を協議・点検する体制を構築し、第二期 中長期計画にのっとり継続的に取組んでいる。

省エネルギー化や熊本県 SDGs 事業者登録等、持続可能社会の実現に努めるとともに、 人権保護に関する諸規則の他に「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を定 め、ソーシャルメディアの適切な利用を啓発している。また、危機管理に関する諸規則を もとに危機管理体制を構築し、避難訓練や防犯カメラを設置して安全確保に努めている。

#### 〈優れた点〉

○情報倫理及び人権配慮の観点から「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」 を策定し、ソーシャルメディアの適切な利用に関する啓発を行っている点は評価できる。

#### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

使命・目的の達成のために、寄附行為において理事会を最高意思決定機関として定め、 必要に応じて評議員会の意見を踏まえて、法人の管理運営に関する重要案件を審議し、意 思決定を行っている。平時の法人の業務上の課題については、常勤理事会を設け、迅速・ 機動的に協議を行う体制を構築している。

理事の選任及び理事会の運営は寄附行為に基づき適正に行われている。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時の意思表示の取扱いも適切である。

#### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長を議長とする常勤理事会と学長を議長とする評議会の協議を踏まえ、法人及び短期大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の円滑な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。教職員からの意見具申は「尚絅学園事務職員提案制度に関する規程」を定め、SD研修会、通常業務や各会議を通じて行っている。

法人運営の監督・諮問を担う監事及び評議員会については、監事及び評議員とも寄附行為に基づき適正に選任し、出席状況は適切である。監事は、理事会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査し、監査報告書を作成している。評議員会は理事長の諮問事項について意見を述べ、相互チェックの機能を果たしている。

# 5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

# 〈理由〉

第二期中長期計画と同時に中期財務計画を策定し、その確実な履行を踏まえた適切な財 務運営の確立に努めている。

短期大学部門の収支が均衡している一方で、法人全体の経常収支は過去5年間支出超過となっている。支出超過の主な要因としては、設置校の収容定員未充足が継続し、学生生徒等納付金が減少、また、施設の新築・改修工事により減価償却額が増加したことによるものである。現状において、外部負債の償還を可能とする運用資産を確保し、計画的に債務を返済している。収支バランスの均衡と財務基盤の安定化を図るため、併設大学における新学部の設置、遊休資産の売却や入学者の確保に向けた諸施策を実行し、かつ、科学研究費助成事業や私立大学等改革総合支援事業などの外部資金の継続的獲得に向け積極的に取組んでいる。

## 5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

# 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目5-5を満たしている。

# 〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人尚絅学園経理規程」「学校法人尚絅学園資金運用管理規程」等の規則を定め、適正に会計処理を行っている。年度予算は、理事会決議後速やかに各部署に配分の上執行し、学園事務局総務部経理課が会計伝票や証ひょう類の検証を行い、予算を適正に管理している。不測の事態が生じた際や当初の予算とかい離が生じた場合には、補正予算を編成し対応している。

会計監査の体制については、監事、監査法人、内部監査室で監査体制を構築し、相互に 監査状況の報告及び意見交換を行い、厳正な会計監査を実施している。

#### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準6を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

# 〈理由〉

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」を定め、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程」を施行し、学長を内部質保証に関する責任者として位置付け、全学的方針を明示している。

また、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、大学企画委員会及び外部評価委員会を設置し、加えて、より質の高い内部質保証とするための改善方策の策定と実施を目的とした「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程」を定め、恒常的な組織体制を整備している。

# 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

# 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

評価基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を毎年実施し、 エビデンスに基づく評価項目の分析のもと、改善・向上や継続実施の検討、翌年度の事業 計画への反映等に係る責任体制を明確に構築している。

IR 及び各部署の IR 業務の支援・指導に関する業務を大学企画室が担い、入試状況、就職状況、各種アンケート結果に基づく学修状況等に関するデータについて経年及び定点分析を行い、自己点検・評価を実施する上での分析データを自己点検・評価の実施責任者や学科長等の教職員に提供している。

内部質保証委員会において自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価し、向上に 取組み、自己点検・評価結果及び外部評価報告書をウェブサイトで公表している。

#### 6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組 みの確立とその機能性

# 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関しては、アセスメント・ポリシーに基づき、 具体的な学修成果の評価項目や方法等をアセスメント・チェックリストにて明示し、4 階 層のレベルに応じた自己点検・評価を行っている。この点検・評価内容は、全学の組織で ある教務連絡協議会で検証され、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会での審議を経 ており、妥当性が検証されている。

自己点検・評価結果を常勤理事会に報告することで、必要に応じて助言される体制となっている。また、第二期中長期計画や三つのポリシーへの自己点検・評価結果等の反映を必要に応じて検討している。外部評価委員会を毎年度開催し、その結果を自己点検・評価結果と併せて各種委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営改善及び内部質保証の向上に取組んでいる。

## 〈優れた点〉

○毎年度、外部有識者による外部評価委員会を開催して外部評価報告書を作成し、自己点 検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会などで共有することで、運営 の改善・向上、内部質保証の向上に取組んでいることは評価できる。

#### 短期大学独自の基準に対する概評

# 基準A. 地域連携

# A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備

- A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周 知
- A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

## A-2. 短期大学の有する知的資源の社会への還元

A-2-① 短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

#### 【概評】

建学の精神及び教育理念を踏まえた「尚絅大学短期大学部における教育・研究目標」を設定し第二期中長期計画の重点施策の一環として「地域連携」を位置付け、地域社会への教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材養成とともに、地域課題の課題解決のため、自治体・企業との連携を推進している。

地域連携を促進するため、「尚絅地域連携推進センター」の他、学科の教育研究内容に即した「尚絅子育て研究センター」「尚絅食育研究センター」や「尚絅ボランティア支援センター」の四つのセンターを設置し、「尚絅地域連携推進センター運営委員会規程」や同運営委員会を中心として体制を整備し、短期大学・大学協働で地域連携事業に当たっている。

四つのセンターに加え、「グローバル化推進センター」、各学科の共同研究、出前講座、 座談会等の活動により知的資源を社会に還元している。具体的には、熊本県との連携協定 による新たな観光の魅力づくりや誇りをもてる地域の創造を目指した「くまモン学プロジェクト」の推進を担い、近隣のホテルである「OMO5 熊本 by 星野リゾート」とも連携協 定を締結し更なる展開を進めている。その他、菊陽町の広報誌へのレシピ掲載、ボランティア支援センターでの、フードドライブによる寄付活動など、学生と学科に合った支援を 展開している。

コロナが 5 類に移行後、国際交流プログラムを再開し、交換留学や海外研修旅行を実施 している。

# 特記事項(自己点検評価書から転載)

#### 1. 総合学園としての連携事業

尚絅学園は、短期大学部の他、大学、高等学校、中学校及び尚絅大学附属こども園を有するとともに、これらの設置校間で様々な連携事業にも積極的に取り組むなど、熊本県唯一の女子総合学園としての強みを十分に発揮できるよう努めている。

本学園は、学園事務局長及び総務部長並びに学長や中学校・高等学校校長をはじめとする大学及び高等学校の幹部教職員が参加する設置校間の連携事業の取組みを中高大連携推進協議会で協議している。具体的な事業内容は、本学教員が高校に出向いて実施する高大連携授業、高校生が本学の授業を聴講する授業体験、本学の研究室訪問、高校生・保護者や高等学校教職員を対象とした学部学科説明会、高校生対象の韓国語講座等が挙げられる。本年度は尚絅高校に新たに設けられた医療福祉クラスの「総合的な探求の時間」の授業で、食物栄養学科の教員が栄養士についてその魅力や業務内容等を詳細に解説して好評を博した。この他、中学生に対する環境教育講話を毎年度実施している。

さらに、国際交流に関しても短期大学部・大学合同でのオンライン留学等、様々な取り 組みが拡大してきている。加えて、短期大学部・大学及び尚絅食育研究センターと附属こ ども園とで連携して、食育に関する研究について取り組んでいる。

# 2. 短期大学部での専門職養成施設としての資格取得支援

本学の食物栄養学科及び幼児教育学科は、それぞれ栄養士養成施設並びに保育士養成施設として、これまで多くの資格取得者と地元熊本での就業者を輩出している。卒業生の多くは、取得資格を活かして地域社会で活躍している。両学科とも担任制と助手を活用した学科全体での学修支援を行っており、学生個々の状況を学科会議等で共有しながら、学生一人ひとりにきめ細かな支援・指導を適宜行っている。また、教員の高い教授能力に加えて実務家教員による実践的能力の獲得支援により、専門性・実践力の高い知識と能力を修学中に修得できる環境を整備している。

食物栄養学科では、多くの栄養士養成校では1か所に設定している校外実習を病院・学校(保育所)・施設の3か所で実施して、卒後の進路選択に役立つ職場体験や卒後に必要な実務能力の獲得を実現している。また、入試での選抜区分において「農・家政系」枠を新たに設けることで、農業系・家政系高校の生徒が受験しやすい環境を整えた。その一方で、入学前・入学後の基礎学力(理系基礎科目)や調理技術の向上のための学修支援を推進し、入学後の学修に対する不安や障害等を軽減する取組みを行っている。

幼児教育学科では、併設する幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園での実践教育を基礎能力として築き、その後の学外実習で応用できる実習プログラムを展開している。また、公立園の保育士・幼稚園教諭を目指す学生のための公務員試験対策講座も実施しており、学生の希望する進路を学科全体で支援する体制を整えている。加えて、尚絅大学こども教育学部と共用のピアノ練習個室を 69 室保有し、実践能力を向上させる学修支援も手厚く実施している。一方で、本学科は「専門実践教育訓練講座」の再指定を受けており、社会人学生にとっても、本学科での資格取得に向けた支援を受けやすくなっている。